令和4年度 文部科学省教育研修活動費補助事業 管理者研修会

2023.2.2 オンライン

教育未来創造会議について

全国専修学校各種学校総連合会 副会長 学校法人電子学園 理事長

多忠貴



1. 教育未来創造会議と留学生受入れの背景

全国専修学校各種学校総連合会副会長、学校法人電子 学園理事長の多忠貴と申します。私が現在、構成員を拝 命している内閣官房主管の教育未来創造会議では、第二 次提言の策定に向けて取り纏めが進んでおります。今日 は、専修学校各種学校を取り巻く環境を踏まえ、全専各 連からの出された要望事項を中心に、お話をさせていた だきます。

教育未来創造会議は、「日本の未来を担う人材の育成に 資する教育の在り方について国としての方向性を示すこ

と」「生涯学習・学び直しの観点から、教育と社会の接続における多様化・柔軟化を推進すること」という2つの目的の下、その開催が2021年12月に閣議決定されました。以前の教育再生実行会議の後継として進められています。この会議は既に第一次提言として、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」が取り纏められました。この中では、「高等教育の発展と少子化の進行」「デジタル及びグリーン人材の不足」「諸外国に比べて低調な人材投資」等の課題を踏まえ、「日本の社会と個人の未来は教育にあることから、人への投資を通じた成長と分配の好循環を教育・人材育成においても実現する」ということを理念として、「自分自身で課題を設定し、多様な人とコミュニケーションを図りながら、新たな価値を創造して、社会課題を解決に導く人材」の育成を目標に掲げております。その上でこれらを実現していくために、「未来を支える人材を育む大学等の機能強化」「新たな時代に対応する学びの支援の充実」「学び直しを促進するための環境整備」に向けての施策が提示されており、この中には「修学支援新制度の見直しに係る機関要件の厳格化」や「給付型奨学金と授業料減免の中間所得層への拡大」といった内容が含まれています。

現在は第二次提言の取り纏めに向けて、昨年の9月から取り組みが進んでいます。メンバーは 岸田総理を議長として関係閣僚と有識者で構成されており、私は全国専修学校各種学校総連合会 を代表して参加させていただいています。

第二次提言のテーマは「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資について」です。このテーマに係る検討の趣旨と主な論点案は、昨年9月29日、総理官邸で開催された教育未来創造会議において、岸田総理から説明がなされました。

コロナ禍で停滞してしまったグローバルレベルでの人の流れが回復の兆しを見せる中、経済財政運営と改革の基本方針いわゆる骨太の方針 2022 や、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画等を踏まえ、人材交流の活性化や多様性のあるイノベーション人材の育成強化を図り、新しい価値を持続的に創出していく社会を構築する必要性等について検討することが会議の趣旨です。

その主な論点案として「コロナ後の新たな留学生受入れ及び派遣計画」、「卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備」、「教育の国際化の推進」が示され、これをもとに永岡文部科学大臣を中心として構成されたワーキング・グルーブにおいて討議が進められてきました。

2022年10月27日のワーキング・グループにおける主な論点は「コロナ後の新たな留学生受入れ及び派遣計画」で、具体的には「外国人留学生の受入れ」と「日本人学生の海外派遣」について討議が交わされました。

本論に入る前に、日本における外国人留学生の受入れ政策と背景について説明しておきます。日本の留学生に関する具体的な政策は、いわゆる留学生 10 万人計画に端を発しています。1983 年8 月、当時の中曽根総理の指示により設置された「21 世紀への留学生政策懇談会」から、「21 世紀への留学生政策犯談会」から、「21 世紀への留学生政策犯談会」から、「21 世紀への留学生政策を総合」が発出されました。「21 世紀初頭に 10 万人の留学生を受入れるため、留学生政策を総合的に推進する」という内容です。1983 年当時の留学生の数は約 1 万人であったため、20 年間で 10 倍に増やそうという計画でした。これを受け 1984 年 6 月には、当時の文部省の「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」において「21 世紀への留学生政策の展開について」が取り纏められました。その中では留学生 10 万人の受入れを前提とした、「大学等における受入れ体制の整備」、「留学生のための日本語教育」、「民間活動の推進」等を基本方針として掲げて計画が進められました。その結果、20 年後の 2003 年に留学生数は約 10.5 万人に達し、留学生 10 万人計画は達成されました。

これに続く留学生政策は、「グローバル戦略の一環として 2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す」として、2008 年 5 月にリリースされた「留学生 30 万人計画」です。10 万人計画ではその趣旨が「諸外国との相互理解や相互信頼に基づく友好関係の構築」等、国際的理解と協調を軸としていました。しかしその後の 30 万人計画においては、「大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得する」ことが目的となっています。国際協調から国際競争へと明確に軸足を移す中、日本への留学に関する情報発信、留学の円滑化に向けた入学や入国に関する改善、また安心して勉学に専念できる環境づくり、そして留学生の雇用促進に至るまで、一気通貫のフローを構築しました。

さらに 2013 年 12 月には「戦略的留学生交流の推進に関する検討会」から、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」が発出され、「日本の更なる発展を目的とした戦略による『攻め』の留学生受入れに取り組む」ことが明確に記されました。最終的には計画を 1 年前倒しする形で、2019 年に留学生数は 31 万人超え、30 万人計画は達成されました。

ここまで留学生数は順調に伸びてきましたが、皆様もご存知の通り、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって状況は一変しました。2020年から 2022年、日本は世界一厳しい水際対策を講じて外国人の入国を制限しました。この間、一時的に国費の留学生が入国できたこともありましたが、その数は微々たるものに過ぎませんでした。日本への留学を待ち望む多くの外国人は期待と不安を胸に、自国で待機を続ける中、日本を除く G7 各国は次々と外国人を受入れていきましたが、日本だけは制限を解除せず、「鎖国状態」が続きました。その後、2022年3月、日本は経済団体や教育機関等からの強い要望を踏まえ、これまでの水際対策を徐々に緩和し、ようやく外国人留学生の入国も再開されました。しかしこの2年間に日本への期待が薄れてしまい、留学先を台湾や韓国、オーストラリアやカナダに変更した学生も多数みられました。現状では、アジアから日本への留学生数は戻りつつありますが、アメリカからの留学生数はコロナ前と比較すると99%減という深刻な状況です。政府は2027年を目途に激減した日本への留学生数を、少なくともコロナ禍前の水準に回復させることを目標に掲げていますが、先行きが不透明な現時点においては簡単なことでは無いと推察します。

2. 全専各連からの要望

このような状況下で日本の魅力や留学に係る環境を再構築し、その情報を的確かつタイムリーに発信し、確実に外国人へ届けることが肝要です。それがこの教育未来創造会議の第二次提言であると私は認識しています。

これらのため我々は「外国人留学生の受入れ」に係る要望を3点申し入れました。

1点目は、「日本語教育機関に在籍できる期間の改善要望」です。今の留学者数を出身国・地域別でみると、中国、ベトナム、ネパール、韓国の順になっており、上位 10 か国は全てアジア諸国です。中でも急速に数が増加しているのはベトナムとネパールからの留学生で、2021年時点で全体の 28.2%を占めています。つまり約 3 人に 1 人はこれら 2 つの国の出身者となる訳です。両国とも親日家が多い一方、非漢字圏であるため、日本語への適応力は漢字圏の学生と比較すると総じて低いと言わざるを得ません。実際にベトナムとネパールの学生に「日本で苦労していること」を尋ねると、その大半が「日本語の習得」と答えます。これは教育現場で皆様も感じておられることでしょう。

2021 年現在の日本語教育機関卒業後の留学生の進学率は 75%と高く、中でも最も多い進学先は専門学校で全体の 60%以上を占めています。ところが大学等を含めた高等教育機関へ進学する場合は日本語能力試験N2合格以上が求められており、非漢字圏出身学生にとって高いハードルとなっているのが現状です。日本語能力資格試験N1保有状況を比較すると、専修学校、学部正規課程共に漢字圏と非漢字圏では概ね 30%近くの差がありました。

一方、留学生採用時に企業が求める能力としては「日本語力」が常に上位に挙げられ、外国人採用の課題の第一位は「求める日本語コミュニケーション能力を有する人材が少ないこと」であると回答しています。留学生側からの意見でも、日本で就職する際に一番不安に感じているのは「自分の日本語が通じるか」という点で、半数以上が不安を抱えています。それらの結果からも外国人留学生が日本で就職する際のポイントは、企業側にとっても学生にとっても「日本語能力」にあると分かります。

こうした実状から、私達は「日本語教育機関に在籍できる期間の改善」を要望しています。現在、日本語教育機関に在籍できる最長期間は2年と定められています。しかし増加している非漢字圏からの留学生は日本語への適応力が低く、日本で就職する際の日本語能力に不安を抱えています。そのような状況を踏まえ、また日本語レベルの質保証を行う観点からも、日本語教育機関に在籍できる期間を、現行の最長2年から3年に延長することを要望した次第です。

さらに、留学生の受入れに際し、住生活環境の確保という観点から、「受入れ促進プログラムの 拡充」を、また、高校段階からの受入れ推進のためには高等学校と高等専修学校の法務省の上陸 基準省令に係る格差を改善することも重要であることから、「高等専修学校への留学要件の見直し」 を合わせて要望しています。

まず、留学生受入れ促進プログラムの目的は、「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、 我が国の高等教育機関の国際化に資する」ことです。学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由に より修学が困難である留学生に対して、学習奨励のために奨学金を給付する制度は重要です。留 学生が充実した環境の中で学びを進め、かつ日本で安全・安心な暮らしを維持していくため、本 制度において支援する人数や金額について拡充することが必要であると考えます。

続いて「高等専修学校への留学要件の見直し」についてです。高等専修学校は高等学校と並ぶ後期中等教育機関として位置づけられており、専門的な知識や技能の修得を目的として実践的な職業教育を行い、様々な分野におけるスペシャリストを育成しています。高等教育以前に「具体的な職業を意識した教育を受ける」という点で、外国人の留学先として選択肢に入ると捉えています。しかし留学生の受入れについては、高等専修学校と高等学校では法務省の上陸基準省令に係る要件が異なっているのが現状です。高等専修学校は後期中等教育機関でありながら、留学受入れの要件は専修学校の枠組みに入れられています。具体的には次のいずれかに該当しなければなりません。「告示校における6か月以上の受講」、「日本語能力試験N2以上」、「一条校における1年以上の教育」のうち1つ以上の該当が条件です。これは高等教育機関である専門学校と同じであり、留学希望者にとっては高いハードルになります。一方で、高等学校の上陸基準省令は、「年齢が20歳以下、かつ教育機関における1年以上の日本語教育が必要」とされる中で、「学生交換計画、その他これに準ずる国際交流計画に基づく受入れは、この限りではない」という注釈が付いています。この注釈に従えば、日本語能力に関する条件は実質無いに等しくなります。同じ後期中等教育機関として、高等専修学校も留学受入れの要件を高等学校と同様にする必要があり、この実現は高等専修学校への留学の促進に向けた一助になると考えます。

以上が外国人留学生受入れに関して全専各連が要望した3点です。

続いて 2022 年 11 月 16 日に開催されたワーキング・グループでの論点についてお話します。主なテーマは「卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備」、「教育の国際化の促進」についてでした。これらについても 3 点の要望を述べています。

まず「在留資格の見直し」についてです。留学生総数に占める学校種別割合は、2019 年度留学生総数 312,214 人のうち専門学校の学生が 25%、約 78,000 人です。つまり 4 人に 1 人が専門学校の留学生となります。また、専門学校の留学生が卒業後に日本での就職を希望する割合は近年に

おいて 69.9%、概ね 7 割となっています。留学生の出身国や、その他の国での就職あるいは起業を希望する割合とは大きな差があり、日本での就職を切望していることが分かります。一方で、専門学校を卒業した留学生のうち、日本で就職して定着している、実際に日本で就職できた割合は39.2%でした。つまり 3 割の学生は希望を果たせなかったという結果です。その主たる要因として考えられるのは在留資格です。下表「留学生の就職後の主な在留資格」を、留学からの変更許可件数でみると、技術・人文知識・国際業務が圧倒的に多くなっています。専門学校卒業後に就職した留学生のほとんどがこの分野です。

留学生の就職後の主な在留資格

在留資格	在留期間	活動内容(該当例)	令和2年中の 「留学」からの 変更許可件数
留学	法務大臣が個々に指定する期間(4年3か月を超えない範囲)	本邦の大学等又は日本語教育機関において教育を受ける活動(大学、短期大学、高等専門学校等の学生)	_
技術・人文知識・ 国際業務	5年,3年,1年又は3か月	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野若しくは人 文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文 化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活 動 (機械工学等の技術者, 通訳, デザイナー, 私企業の語学教師, マーケティング業務従事者等)	26,268件
教授	5年,3年,1年又は3か月	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究, 研究の指導又は教育をする活動(大学教授等)	785件
経営・管理	5年,3年,1年,6か月,4か 月又は3か月	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に 従事する活動(企業等の経営者・管理者)	477件
教育	5年,3年,1年又は3か月	本邦の小学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動 (中学校・高等学校等の語学教師等)	389件
高度専門職	5年/無期限	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う[略]活動であって日本の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの(ボイント制による高度人材)	218件
特定活動	5年,3年,1年,6か月,3か 月又は法務大臣が個々に指 定する期間	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	873件

※変更許可件数は、出入国在留管理庁「令和2年における留学生の日本企業等への就職状況について」による。

在留資格の切替の例(学校側から見た理解)

- ①学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」に係る業務に従事
- ②学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」と関連性の少ない高度な技術等を要する業務に従事
- ③学校で「食品開発」を学んだ留学生が、「食品開発」だけでなく、店舗での販売業務 (単純業務) にも従事

在留資格	専門学校	滞在資格の切替が 認められるか
技・人・国 (原則)	0	1)
技·人·国 (柔軟運用)	×	2
告示46号	×	3

24

上表「在留資格の切替の例」の横軸には、適用範囲と滞在資格の切替を記載しています。例は 食品開発について学んだ専門学校の留学生が、卒業後にどのような形で就職することが認められ るかを示したものです。この留学生が就職できるのは食品開発のみで、他の関連業務、例えば食 品製造や販売、広報やマーケティング業務に従事することはできません。これは専門学校留学生 の在留資格が、技術・人文知識・国際業務の中の「原則運用」のみに限られていることに起因し ています。

技術・人文知識・国際業務における要件・基準では、専攻科目と業務との関連性が定められており、「専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要」という理由が挙げられています。これに対し、「大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断」と記されており、これが技術・人文知識・国際業務の「柔軟運用」という枠組みです。端的に言えば、「大学卒であれば、学んだ分野と就職先での仕事の関連性は柔軟に取り扱って良い」という解釈になります。ここで言う「教育機関としての大学の性格」とは、具体的に何を指しているのか疑問を感じざるを得ません。

加えて特定活動告示 46 号は基準を大学卒業または大学院の課程修了者に限定しており、一定の要件を満たすことで、技術・人文知識・国際業務の在留資格では認められていない幅広い業務に従事する事が可能となっています。これらは専門学校での学びの実状、専門学校が高等教育機関であることを認識しているとは言い難いナンセンスな要件・基準と私は思いますが、皆様はどのようにお考えになるでしょうか。

専門学校での学びは、特定の業種・職種に係る高度な知識・技能の修得を基軸としながら、関連する業務や社会人基礎力の涵養も含めて教育課程を編成しており、より広範な実践力を身に付けることを目的としているはずです。こうした実態を踏まえて、大学同様に専門学校を卒業した留学生の在留資格を「技術・人文知識・国際業務」の柔軟運用枠へ加えるよう要望しています。加えて特定活動告示46号においては、現状、在留を大卒または大学院修了で、かつN1の取得者に限定していますが、同じ高等教育機関である専門学校を卒業し、かつN1を取得した留学生も告示46号へ加えるよう要望しています。

3. 経済団体、自治体等から提出された同種の要望

我々と同様に、経済団体や自治体等からも同様の強い要望が出されていますので詳しくご紹介します。

まず一般社団法人日本経済団体連合会からは、「専門学校を卒業した留学生は技術・人文知識・国際業務の在留資格を取得して就職することが可能だが、専攻科目と従事予定の業務の内容との関連性について厳格に審査されるとともに、実際の職務内容も厳しく制限されている。これにより、就職や就職先での職務の遂行が阻害されていることから、制限の緩和を検討すべきである」との要望が挙げられています。

一般社団法人新経済連盟からは、「外国人材プールと在留資格、産業分野との間でミスマッチが生じやすい構造の解消が必要」とした上で、その対策として「専門学校卒の留学生が得られる在留資格に限界がある。特に、特定活動告示 46 号は、本来、留学生の就職率向上を念頭に導入された在留資格であるにも関わらず、専門学校卒の留学生が要件上取得できないため、要件の緩和が

必要」であること、また「専門学校を卒業した留学生の就職を促進するためには、国家資格に係る在留資格の拡充も必要」であることに言及されています。

日本商工会議所・東京商工会議所からは、外国人材の活躍推進に向けた課題として「技術・人文知識・国際業務は専門学校卒の留学生の場合、専攻と業務の関連性が相当程度必要であるため、就職先が限定される。また、特定活動告示 46 号の高度な日本語要件(N 1 相当)はハードルが高い」とした上で、「技術・人文知識・国際業務を取得する留学生にあって、専門学校での専攻と就職先の従事業務の関連性における柔軟な判断」及び「特定活動 告示 46 号における学歴要件と日本語要件の緩和」を要望されています。

さらに自治体(2 県)からの要望もあります。まず茨木県からは「地方における外国人材の活躍促進」に係る要望として、「在留資格『技術・人文知識・国際業務』においては、専攻科目と従事しようとする業務との関連性を不要とすること」「人材育成等の観点から企業等が必要と認める現場業務等に従事することを可能とすること」、更に「在留資格『特定活動告示 46 号』の資格要件である日本語能力について、N1 から N2 に変更するよう見直すこと」など、より具体の要望が挙げられています。

また、佐賀県からは、「県内の専門学校を卒業した留学生は、県内就職を希望することが多い」中で、「県内企業は都市部の大企業とは異なり、業務が細分化されていない企業が多いため、技術・人文知識・国際業務の在留資格では、県内企業とのマッチングが難しいこと」、また「特定活動告示46号は、幅広い業務に従事できるため、県内企業が留学生を採用しやすくなるが、要件が大学及び大学院卒でN1保持者とハードルが高く、地域定着が進まない」といった実態を踏まえて、「外国人留学生の勤労による地域定着を促進するため、地方のための在留資格を新たに設けること」といった、地域ならではの要望が出ております。

全専各連からは、「技術・人文知識・国際業務は、大企業を中心に高度で専門性の高い限定的な職種での就職が想定されており、中小企業等において求められるような、実務的作業からマネジメントに至る、幅の広いレベルの仕事に就くことは、ほぼ不可能である」とした上で、「高等教育機関の外国人留学生が、一定の要件を満たせば学んだ専攻にかかわりなく、卒業後に日本での就職が可能となる在留資格を創設すること」、また、「一定の要件については、N2以上の取得としてはどうか」という点が具体に提起されました。

こうした各経済団体や自治体等からの要望も大きな後ろ盾としつつ、生産年齢人口の減少が進むこの日本において、専門学校を卒業した留学生が各地域の実状やニーズに応じて様々な業種・職種の原動力となるよう、在留資格の制限緩和を実現に導くべく、引き続きワーキング・グループで尽力していきたいと考えています。

4. 教育の国際化の促進に係る要望

もう一つの論点である「教育の国際化の促進」については、「NQF (国家学位資格枠組み)の確立」、及び「技術移転を通じた国際貢献」の2点について要望しています。

まず、「NQF (国家学位資格枠組み)の確立」についてですが、2017年に締結された「高等教育の資格の承認に関するアジア・太平洋地域規約(東京規約)」によって、締約国間で相互に高等教育の資格を承認・評定する枠組みへの参画を果たしました。国際通用性への機運が高まってい

る中で、留学生を含む今後の人材の国際的な流動化を見据える場合、学位や資格のレベルに応じて学修成果を可視化し評価する国家学位資格枠組み(NQF)の確立が必要不可欠です。特に職業教育においては、段階的な体系化が欠かせません。そのような中で、我々専門学校の視点からは、高度専門士の位置付けに課題があると考えています。現在、4年制専門学校を卒業して高度専門士の称号を得た者は大学院への入学資格が付与されます。しかしISCED(国際標準教育分類)においては、レベル5の短期高等教育相当に位置付けられているのです。海外における留学生の卒業後の学修歴評価の観点からも、レベル6の学士号相当とすべきです。こうした個別の課題は多岐にわたりますが、NQFの確立によって高等教育レベルの職業教育における国際通用性を担保することは、教育未来創造会議の第二次提言に向けた論点の一つである「教育の国際化の促進」において、極めて有効的な取り組みになることにも鑑みて、NQFの確立に向けた歩みを積極的に進めるよう、要望した次第です。

続いて「技術移転を通じた国際貢献」という考え方です。日本で専門的な知識や技能を修得した留学生が、そのノウハウを技術移転という形で母国へ授けていくという視点も、広義の解釈として教育の国際化に繋がるものであると考えています。教育を基軸とした循環型の国際貢献は留学生10万人計画時から強調されてきたもので、日本の国際通用性や優位性に資するために、技術移転を通じた国際貢献を計画的かつ継続的に取り組むべきという要望を出しています。

以上が「卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備」、および「教育の国際化の促進」という論 点に対しての要望です。

5. 論理整理(案)に示された全専各連からの要望

こうして開催された第5回・第6回のワーキング・グループでは、私以外の10人の構成員からも様々な意見や要望が出されましたが、今回は時間的制約もあり個別に触れることができないため、今日は専修学校各種学校に係る要望のみを説明させていただきました。ご容赦いただきますと共に、詳細につきましては教育未来創造会議の公式ウエブサイトでご確認いただければ幸いです。

さて、その後、昨年 12 月 14 日に開催された第 7 回ワーキング・グループでは、第 5 回・第 6 回での討議をもとに纏められた「論点整理にあたっての基本的な考え方(案)」が示されました。これについても討議を重ねた結果、本年 1 月 23 日に開催された第 8 回ワーキング・グループで、「第二次提言に向けた論点整理(案)」が示されました。まず、第 1 章の「背景」では、「留学生の派遣・受入れや教育の国際化を巡る現状」と、日本の留学生政策のおける「これまでの成果と課題」について触れています。また、第 2 章では「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方」と、既にお話しした 3 つの論点の基本的な考え方、及び指標が示されています。そして第 3 章では、第 1 章・第 2 章を踏まえた「具体的方策」が記されています。

この中に全専各連からの要望の内容が含まれていますので、順不同ですがご説明します。

まず「日本語教育機関に在籍できる期間の改善」、及び「在留資格の見直し」の 2 点の要望についてです。こちらは、第 3 章「具体的方策」の中の「留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備」

の中に記述があります。「就職を希望する外国人留学生が必ずしも日本国内で就職できなかったり、日本企業に就職ができても短期間で帰国を余儀なくされたりする場合があり、外国人留学生の卒業後の定着や活躍に向けた環境整備は十分とは言えない状況にある。」と指摘されており、これは専修学校各種学校の留学生の就労に関する課題が提起された形です。検討の方向性では「関連する在留資格制度の改善」として、「在留資格の運用の見直しと周知促進」が記され、具体的には、「在留資格の技術・人文知識・国際業務及び特定活動等における専門学校卒業者の要件緩和、及び技術・人文知識・国際業務の業務内容の明確化」と「非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の在り方の検討」が掲げられております。

次に「留学生受入れ促進プログラムの拡充」、及び「高等専修学校への留学要件の見直し」の2点です。こちらも第3章「具体的方策」の中の、「コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策」として記述されています。検討の方向性では、「日本への留学機会の創出」として、「支援の必要な留学生への奨学金制度の在り方の見直し」が記されています。これは、留学生の受入れに際し、住生活環境の確保という観点から要望した「留学生受入れ促進プログラムの拡充」にも当たるものと思慮します。また、「入学段階での要件・手続きの弾力化」の中には、「高等専修学校への留学の際の日本語能力要件の緩和」が記載されています。日本への留学に際して、高等専修学校と高等学校での法務省の上陸基準省令に係る格差改善を要望したもので、「高等専修学校への留学要件の見直し」に該当します。

次に「NQF(国家学位資格枠組み)の確立」についての要望です。第3章「具体的方策」の中の、「教育の国際化の推進」に該当するもので、国内大学等の国際化を図るために、その魅力とブランド力を磨く取組を推進することが記されています。その検討の方向性は、「国際標準教育分類における高度専門士の位置づけの見直しと、国家学位資格枠組みの検討」として明記されています。全専各連の事業計画において重点目標にも掲げている「NQF(国家学位資格枠組み)の整備」が、教育未来創造会議の論点である「教育の国際化」の中に検討事項と記されたことは大変意義があると認識しています。

最後に「技術移転を通じた国際貢献」に関する要望ですが、第二次提言の論点整理(案)に具体的な記述はありませんでした。しかし、「受入れを促進する優秀な外国人留学生の将来像」のひとつとして記された「日本のよき理解者として母国との懸け橋となる人材」は、日本で専門的な知識や技能を習得した留学生であり、学んだノウハウを母国に授けるという意味で「技術移転を通じた国際貢献」に繋がるものと捉えています。また、「日本社会の様々な場面で活躍する専門・技術人材」とは、専修学校各種学校が輩出するエッセンシャルワーカーをはじめとした専門技術職人材を指しています。この教育未来創造会議の中では、教育・研究を通じてイノベーションに資する高度外国人材についての議論が多くありますが、我々が使命をもって育成し、全国であまねく活躍する専門・技術人材が、受入れを促進する優秀な外国人留学生の将来像としても明記されたことに誇りを持ちたいと思っています。

6. まとめと所感

以上が本日のテーマである教育未来創造会議において第二次提言の取り纏めに向け検討が進んでいる、「コロナ後の新たな留学生の受入れおよび派遣計画」、「卒業後の留学生の活躍に向けた環境整備」、そして「教育の国際化の促進」の3点のうち、全国専修学校各種学校総連合会からの要望事項を中心にお話をさせていただきました。引き続き第二次提言へ向けての討議が展開され、春頃に纏まる予定です。最終的な提言の中に専修学校各種学校に関係する要望が一つでも多く含まれるよう、今後も尽力して参りたいと考えておりますので、ご注視いただければ幸いと思う次第です。

最後に私の所感を述べさせていただきます。

日本の留学生に係る政策は、留学生 10 万人計画においては国際協調、30 万人計画では国際競争をコンセプトとして進められてきました。そして現在、ポストコロナにおける政策の中でも留学生に関する新たな施策が論じられています。こうした取り組みの中で一貫して思うことは、留学生を一方的に政策の道具にしてはいけないということです。

日本における 2020 年の出生者数は、統計が始まって以来、初めて 80 万人を割り込むと言われています。それに対して 65 歳以上の高齢者人口は 3,640 万人で、総人口に占める割合が 29.1%、日本人の約 3 人に 1 人が高齢者となります。少子高齢化に歯止めがきかない中、これに比例して生産年齢人口の減少も進みます。教育未来創造会議でも、こうした背景から優秀な外国人留学生の受入れを促進し、イノベーションを創出する高度人材や、日本社会の様々な場面で活躍する専門・技術人材を育成・輩出して、日本の経済社会を活性化しようと考えています。しかしながら留学生 10 万人計画からポストコロナを見据えた留学生施策に至るまで、「留学生本人が何を望み、何を実現したいか」、すなわち「留学生自身の幸せ」を念頭に置いて議論されたことがあっただろうかと、ふと思うことがあります。

日本の現状を思い、将来を考えた結果として、外国人留学生の力を借りるということであれば、 それが彼らの夢や希望、幸せとマッチングするか?という点を熟慮する。それがこの国と外国人 留学生が真のイコールパートナーとなるために、最低限必要なことだと私は思う次第です。

日々、留学生と接する私達はこのような気持ちを忘れずに留学生と向き合っていくべきではないか?という点を、本講演の最後に皆様に問い掛けまして終了させていただきます。

長時間のご視聴、ありがとうございました。